

クリーニング師研修・業務従事者講習のお知らせ

○クリーニング師研修とは

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師が、業務に従事した後1年以内に、その後は、3年を超えない期間ごとに受ける必要がある研修です。

○業務従事者講習とは

クリーニング所開設後1年以内に、従事者数の5分の1に当たる人数の方が、その後は、3年を超えない期間ごとに5分の1に当たる人数の方が受ける必要がある講習です。



平成30年度開催日程

- ① 7月22日（日） 苫小牧市民会館（苫小牧市旭町3丁目2番2号）
- ② 8月26日（日） 函館市勤労者総合福祉センター（函館市大森町2番14号）
- ③ 10月14日（日） とかちプラザ（帯広市西4条南13丁目1番地）
- ④ 11月18日（日） 札幌市産業振興センター（札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1）

※詳しくは、 <http://www.hokkaido-seiei.or.jp/> をご覧ください。

遠くて参加できない！

仕事を休めない！



通信制の
研修・講習もあります。
詳しくは、申込み窓口へ

研修・講習に関する問い合わせ、申し込み窓口

(公財)北海道生活衛生営業指導センター（札幌市中央区大通西16丁目）
TEL：011-615-2112 FAX：011-615-2113



北海道保健福祉部 健康安全局 食品衛生課 生活衛生グループ
TEL：011-231-4111（内線 25-907）

〔参考〕

クリーニング師研修・業務従事者講習の関連法令

クリーニング業法

(クリーニング師の研修)

第8条の2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。

(業務従事者に対する講習)

第8条の3 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

クリーニング業法施行規則

(クリーニング師の研修)

第10条の2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に法第8条の2の規定による研修（以下「研修」という。）を受けるものとする。

2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、3年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

(業務従事者に対する講習)

第10条の3 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。）の者を選び、その者に対し法第8条の3の規定による講習（以下「講習」という。）を受けさせるものとする。

2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

3 前2項の場合において、前条の規定により研修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなす。